

価格転嫁に向けた取組について

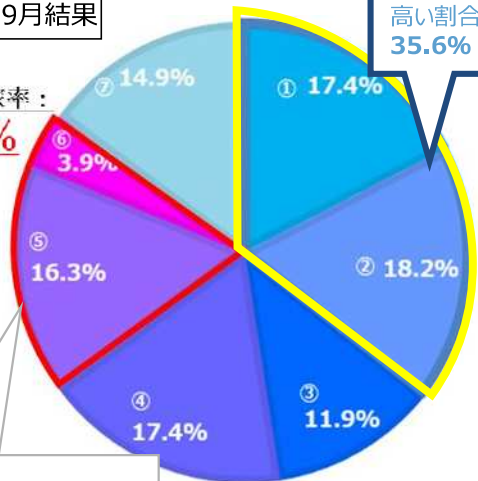
- ・中小企業庁では、下請中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」に設定し、取引環境の整備に向けた取組を行っています。
- ・関東経済産業局では、より現場に近い組織として、下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果の周知、講習会や相談窓口のご案内、パートナーシップ構築宣言の普及・促進、生産性向上に向けた各種支援策のご紹介等の取組を行っています。

価格交渉促進月間フォローアップ調査

9月と3月の「価格交渉促進月間」終了後に、交渉・転嫁の状況についてフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業種別の結果・順位、下請事業者の生声、親事業者の交渉・転嫁の状況等を公表しています。また、交渉・転嫁の状況が芳しくない親事業者に対する指導・助言を行う他、価格交渉力向上に向けたオンライン講習会も開催しています。

令和4年9月結果

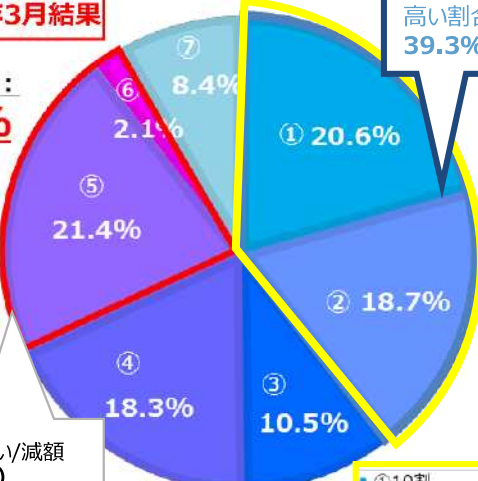
価格転嫁率：
46.9%



高い割合で転嫁
35.6%

令和5年3月結果

価格転嫁率：
47.6%



高い割合で転嫁
39.3%

全く価格転嫁できない/減額
20.2%

全く価格転嫁できない/減額
23.5% (+3.3%)

(※) 価格転嫁率：受注側中小企業のコスト上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格上昇（転嫁）に応じたかの割合

- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

調査結果の詳細や事業者の生声は[こちら](#)



オンライン講習会のお申込みは[こちら](#)



価格転嫁サポート窓口

中小企業の交渉力向上を支援するため、2023年7月より、全国のおよそ支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行っています。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



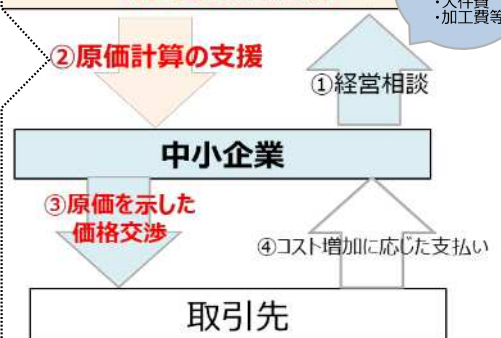
価格転嫁できた企業の多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

〔出典〕株式会社帝國データバンク資料（2023/2/9 特別企画：価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

- ・原価管理に係る**基礎支援**
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る**実践的な提案**
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法**を提案。

価格転嫁サポート窓口（よろず支援拠点）



全国のおよそ支援拠点窓口は[こちら](#)



価格交渉ハンドブック（初級編）は[こちら](#)



パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進及び実効性向上に取り組んでいます。宣言企業は、いくつかの補助金で加点を受けることができます。

「パートナーシップ構築宣言」とは

- ・「パートナーシップ構築宣言」は事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達への支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野
 - (①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- ・「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において導入を決定。
(参考) 2023年9月30日時点の宣言数 33,728社（うち、資本金3億円超の大企業 1,703社）

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言！

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

親会社・発注者

望ましい取引慣行

補助金加点措置について

パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、**ものづくり補助金**や**事業再構築補助金**等における加点措置の対象となります。

ものづくり補助金の公式HPは[こちら](#)



事業再構築補助金の公式HPは[こちら](#)



パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

では、宣言に関する様々な情報をご確認いただけます。(ポータルサイトトップページ)

- ・補助金加点等の優遇措置
- ・各都道府県における取組
- ・宣言企業の取組事例集
- ・宣言方法 等



生産性向上に向けた各種支援策

当局HPでは、施策説明動画により、分かりやすく各種支援策等について説明しています。また、中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」では、「地域・事業ステージ・お困りごと」などから、各種補助金制度を検索することができ、参考事例も閲覧することができます。

施策説明動画については[こちら](#)



ミラサポplusについては[こちら](#)



- ・ 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を行政区域としています。
- ・ 関東経済産業局の政策にご関心がある方、その他の各種支援策を詳しく知りたい方は[当局のホームページ](#)をご確認ください。当局のTwitterでは報道発表や補助金の公募情報、主催イベント情報などを発信しています。

HP



Twitter



〈価格転嫁に関するお問合せ先〉

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
TEL : 048-600-0325



適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和5年8月31日
公正取引委員会

転嫁対策の具体的取組①

(1) コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- ・ **11万名を超える事業者**を対象に実施
- ・ 昨年に行った注意喚起文書の発出（4,030名）や企業名の公表（13名）の対象になった**企業の取組状況をフォローアップ**
- ・ **コストに占める労務費の割合が高い業種**（例：総合工事業、情報サービス業、道路貨物運送業）に対して重点的に調査票を送付
- ・ 年内を目途に調査結果を取りまとめる予定

労務費に関する業界ごとの実態を把握

(2) 労務費の転嫁の在り方に係る指針

- ・ 内閣官房・公正取引委員会の連名で策定（年内にまとめる予定）
- ・ **労務費の転嫁に関する事業者（発注者及び受注者）にとっての行動指針**

<指針の内容>

- ✓値上げ要請のタイミング
- ✓値上げ要請の幅の考え方
- ✓根拠とする資料
- ✓発注側の対応（発注側からの協議、本社の関与等）

等

転嫁対策の具体的取組②

(3) 独占禁止法・下請法の厳正な執行等

- ・ 関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種（27業種）における**取引適正化に向けた取組強化の把握**を行い、**事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化**を促していく（令和5年内を目途に必要なフォローアップを実施）
- ・ 以上のような取組と併せて、**独占禁止法や下請法に違反する事案**については、命令、勧告など、事案に応じた法律上の措置を積極的に行ってきており、引き続き、**厳正に対処**

参考：買ったたきに対する下請法に基づく勧告事件（令和5年3月27日）

原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。

参考

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の推進



- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
<p>1 コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11万名を超える事業者に対する書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を発送。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年5月末開始】 ・緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） ・立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 <p>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る101名に対する立入調査の実施、777名への注意喚起文書の送付 ・調査結果の取りまとめ【令和5年6月初公表】 	<p>1 重点的な立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種） ・重点的な立入調査の実施【継続実施】 <p>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 <p>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】 	<p>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 ・経済団体等への働きかけ【継続実施】 ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 <p>2 相談対応及び情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

<p>※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）</p> <p style="text-align: center;">◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）</p> <p>取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。</p> </div>	<p>受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要</p>
--	---

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。